

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

令和3年10月15日から11月16日までパブリックコメントを募集したところ、34件のコメントをいただきました。お寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

なお、今回のパブリックコメントの対象である監督指針改正案に対するご意見ではないもの（3件）については、個別に回答しませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>これ保険会社向けの監督指針に入れる必要があるのでしょうか？ そもそも国の制度を国民に伝えるのは政府や所轄官庁の仕事じゃないですか？</p> <p>保険会社等はいくまでも補完サービスでしかないのでは筋違いの様に思います。</p>	<p>政府において、公的保険に関する広報については、厚生労働省を中心に年金ポータルサイトの開設やパンフレットの作成、対話集会の実施等、様々な取り組みを行っています。金融庁においても、金融経済教育における動画やパンフレット等において、公的保険や民間保険についても説明しています。また金融庁ウェブサイト上に、公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定です。</p> <p>他方で、保険会社や保険募集人等が保険募集を行う際には、顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うことが重要です。今般の監督指針案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことにより、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化したものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>また、監督指針の改正趣旨を踏まえ、保険会社や保険募集人等が取り扱う商品や募集形態に応じて適切に判断し創意工夫を發揮して対応することは、顧客本位の業務運営に資するものと考えます。</p>
2	<p>意向確認等、保険募集人やサービスの提供側に公的保険に関する情報提供義務がある変更になっているがそもそも情報の非対称性がある金融商品やサービスにおいて情報提供を義務付けたとしても確実に情報提供を行ったという裏づけにならず、丁寧に行った説明も簡単に行った説明もどちらも「公的保険に関する情報提供を行った」となるため提供側がやればよいという問題ではないと思う。</p> <p>公的保険を加味して消費者にとって合理的な金融商品を選んでもらう為ならば提供側の努力義務はもちろんだが、義務教育や高等教育を通じて消費者側にも一定のマネーリテラシーの習得をしてもらわなければいつまでもその情報非対称性が解消されず「言われたから」とか「知らなかった」といった不利益を消費者がこうむることになる。</p> <p>したがってこれらの変更は納得がいくが消費者側にも一定の教育機会を設けなければただ形骸化した制度や変更になり、ただただ真面目に情報提供を行っているサービス提供者や募集人の手間が増えるだけだろうと思う。</p>	<p>金融庁では、金融リテラシーの向上に向けて、様々な教材や広報ツールを作成する等、金融経済教育を推進しています。金融経済教育の内容には公的保険や民間保険の役割も含まれておりますが、金融経済教育における動画やパンフレット等において、ご指摘を踏まえ、こうした引き続きこうした取組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>なお今回の改正案は、監督指針として盛り込むものであり、公的保険制度について一律の情報提供義務を課すものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>公的保険制度についての情報提供を適切に行う？とあるが、これは保険会社や募集人が行うものなのだろうか？</p> <p>国の公的保障制度は教育現場で国家が国民に周知すべきことではないでしょうか？</p> <p>もちろん、保険販売の現場では公的保障制度を理解していない募集人が、自らの成約ありきで保険商品の説明に終始することもあるかもしれません。</p> <p>ただ良識あり保険営業の仕事にプライドを持っている募集人の多くは、公的保障制度の案内をしつつ不足分を保険で賄うか、それとも自助努力で賄うかという提案をしています。</p> <p>つまりもし今回の改正がなされても、単に書類上での説明を完了したとすることにしても、実態として変わることは考えにくく実効性は限りなく少ないと考えます。</p>	<p>政府において、公的保険に関する広報については、厚生労働省を中心に年金ポータル開設やパンフレットの作成、対話集会の実施等、様々な取り組みを行っています。金融庁においても、金融経済教育における動画やパンフレット等において、公的保険や民間保険についても説明しています。金融庁は、当庁ウェブサイト上に、公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定です。</p> <p>他方で、保険会社や保険募集人等が保険募集を行う際には、顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うことが重要です。今般の監督指針案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化したものです。</p> <p>また、監督指針の改正趣旨を踏まえ、保険会社や保険募集人等が取り扱う商品や募集形態に応じて適切に判断し創意工夫を発揮して対応することは、顧客本位の業務運営に資するものと考えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p><b>【意見1】</b></p> <p>公的保険に関する国民に対する周知の義務は、あくまで公的保険の制度運用者である政府にあり、民間事業者である保険会社は周知を支援する立場にあるという理解でよいか。</p>	<p>政府において、公的保険に関する広報については、厚生労働省を中心に年金ポータルサイトの開設やパンフレットの作成、対話集会の実施等、様々な取り組みを行っています。金融庁においても、金融経済教育における動画やパンフレット等において、公的保険や民間保険についても説明しています。また金融庁は、当庁ウェブサイト上に、公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定です。</p> <p>他方で、保険会社や保険募集人等が保険募集を行う際には、顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うことが重要です。今般の監督指針案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化したものです。</p> <p>また、監督指針の改正趣旨を踏まえ、保険会社や保険募集人等が取り扱う商品や募集形態に応じて適切に判断し創意工夫を発揮して対応することは、顧客本位の業務運営に資するものと考えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p><b>【意見2】</b></p> <p>今回の監督指針の改正については、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」（金融庁）、「共済事業向けの総合的な監督指針」（農水省・厚労省）、「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」（中小企業庁）等にも同様に盛り込む必要があるのではないか。</p>	<p>法令上、認可特定保険業者については、保険募集を行うにあたり必要な規制が適用されます。ただし、今般の監督指針改正については、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化する趣旨で行うものであり、こうした情報提供等に係る規制の違いを踏まえると、『認可特定保険業者向けの総合的な監督指針』に同様の改正を盛り込む必要はないと考えますが、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>「共済事業向けの総合的な監督指針」及び「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」に寄せられたご意見については金融庁の改正内容とあわせて所管省庁へ伝えさせていただきます。</p>
6	<p><b>【意見3】</b></p> <p>国民の資産形成の観点からは、公的保険の中でもとりわけ公的年金の周知については、保険会社に限らず、他の金融事業者にも同様に当てはまるのではないかと。</p> <p>この点、令和元年6月3日の金融審議会報告書「高齢社会における資産形成・管理」24頁では、「(3) 公的年金の受給に加えた生活水準を上げるための行動 ? 今後は年金受給額を含めて自分自</p>	<p>今般は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、民間保険の募集に関して監督指針の改正を行うものですが、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>身の状況を「見える化」して、自らの望む生活水準に照らして必要となる資産や収入が足りないと思われるのであれば、各々の状況に応じて、就労継続の模索、自らの支出の再点検・削減、そして保有する資産を活用した資産形成・運用といった「自助」の充実を行っていく必要があるといえる」と示されている。</p> <p>従って、今回の監督指針の改正については、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」、「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等にも同様に盛り込む必要があるのではないかと示されている。</p>	
7	<p>令和元年6月3日の金融審議会報告書「高齢社会における資産形成・管理」24頁では、「(3) 公的年金の受給に加えた生活水準を上げるための行動 ? 少子高齢化により働く世代が中長期的に縮小していくことを踏まえて、年金制度の持続可能性を担保するためにマクロ経済スライドによる給付水準の調整が進められることとなっている?」と示されている。</p> <p>こうした将来に向けて不確定な点なども踏まえると、保険募集人が顧客に対し、公的年金を始めとする公的保険について個別具体的な説明を行うことは、断定的な判断を提供するリスクや、誤解を生じさせるリスク等が相応にあるものと考えられる。</p> <p>従って、公的保険に関する説明は、原則として、制度運用者である政府が国民に対して個別具体的に行うべきものであり、保険募集</p>	<p>政府において、公的保険に関する広報については、厚生労働省を中心に年金ポータルサイトの開設やパンフレットの作成、対話集会の実施等、様々な取り組みを行っています。金融庁においても、金融経済教育における動画やパンフレット等において、公的保険や民間保険についても説明しています。金融庁は、当庁ウェブサイト上に、公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定です。</p> <p>他方で、保険会社や保険募集人等が保険募集を行う際には、顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うことが重要です。今般の監督指針案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うこと</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>人は一般的な説明に留める必要があるという理解でよいか。</p>	<p>によって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化したものです。</p> <p>また、監督指針の改正趣旨を踏まえ、保険会社や保険募集人等が取り扱う商品や募集形態に応じて適切に判断し創意工夫を発揮して対応することは、顧客本位の業務運営に資するものと考えます。こうした観点から、保険会社や保険募集人等の創意工夫による方法で適切に説明が行われるべきと考えます。</p>
8	<p>平成25年6月7日の金融審議会報告書では、「2-2-1 意向把握義務」？顧客の意向把握の具体的手法について画一的なものを強制することとした場合には、多様化している募集形態すべてに適合する手法を設定することの困難さから、結果として意向把握が形式化するおそれがあることや保険会社・保険募集人及び顧客の双方に対して過度の負担を課すおそれがあることを踏まえれば、顧客ニーズを把握するための具体的な手法については、商品形態や募集形態に応じて、保険会社・保険募集人の創意工夫に委ねることとし、法律上は、上記の考え方を一般的義務規定（プリンシプル）として規定することが適当である。一方、当該プリンシプルを満たすための具体的な方法については、取り扱う商品や募集形態を踏まえて選択されるべきこととなるが、達成すべき目標水準を統一する観点から、「全商品・募集形態を通じて満たすべき水準」を監</p>	<p>今回の改正は、監督指針として盛り込むものであり、公的保険制度の顧客への説明は、全ての顧客に対して必ず実行すべき行為規制として位置付けているわけではありません。公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社や保険募集人等の創意工夫による方法で図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化したものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>督指針において示すことが適当である。当該水準としては、下記1又は2で示される水準を満たすことを求めることが適当である」とされている。</p> <p>今回の監督指針の改正により導入された公的保険制度の顧客への説明は、保険募集人の意向把握・確認義務の履行にあたって、全ての顧客に対して必ず実行すべき行為規制として位置付けられるという理解か。</p>	
9	<p>金融庁が取りまとめた金融審議会市場ワーキング・グループ報告書（令和元年6月3日）を踏まえれば、まずは金融庁が率先して公的年金をはじめとする公的保険の周知・徹底を行う必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>&lt;報告書 24 ページ&gt;</p> <p>（3）公的年金の受給に加えた生活水準を上げるための行動</p> <p>人口の高齢化という波とともに、少子化という波は中長期的に避けて通れない。前述のとおり、近年単身世帯の増加は著しいものがあり、未婚率も上昇している。公的年金制度が多くの人にとって老後の収入の柱であり続けることは間違いないが、少子高齢化により働く世代が中長期的に縮小していくことを踏まえて、年金制度の持続可能性を担保するためにマクロ経済スライドによる給付水準の調整が進められることとなっている。こうした状況を踏まえ、</p>	<p>政府において、公的保険に関する広報については、厚生労働省を中心に年金ポータルサイトの開設やパンフレットの作成、対話集会の実施等、様々な取り組みを行っています。金融庁においても金融経済教育における動画やパンフレット等において、公的保険や民間保険についても説明しています。また金融庁ウェブサイト上に、公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定です。</p> <p>他方で、保険会社や保険募集人等が保険募集を行う際には、顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うことが重要です。今般の監督指針案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに伴った保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化した</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>今後は年金受給額を含めて自分自身の状況を「見える化」して、自らの望む生活水準に照らして必要となる資産や収入が足りないと思われるのであれば、各々の状況に応じて、就労継続の模索、自らの支出の再点検・削減、そして保有する資産を活用した資産形成・運用といった「自助」の充実を行っていく必要があるといえる。</p>	<p>ものです。</p> <p>また、監督指針の改正趣旨を踏まえ、保険会社や保険募集人等が取り扱う商品や募集形態に応じて適切に判断し創意工夫を發揮して対応することは、顧客本位の業務運営に資するものと考えます。</p>
10	<p>当社は、保険募集人（生損保を販売）と金融商品仲介業者（投資信託を販売）を兼営しているが、今回の改正された監督指針の対象となるのは、生命保険の販売時のみとできないか。</p> <p>また、投資信託の販売時において、厚生労働省の公的年金試算 Web を顧客に紹介するなどの対応は不要という理解でよいか（つみたくて NISA の制度などがあるので気にしています）。</p>	<p>本改正は保険会社や保険募集人等を対象としているため、投資信託の販売に影響するものではありません。</p> <p>他方で、金融事業者の自主的な判断により、顧客本位の業務運営の観点から、投資信託の販売時に厚生労働省の公的年金試算 Web 等を活用し、公的保険制度に関する情報提供が行われることは望ましい取組みだと考えます。</p>
11	<p>公的保険制度はかなり複雑で理解が難しいものと認識している。</p> <p>厚生労働省において国民への周知についてもう一段努力いただくように、金融庁から働きかけをお願いしたい。</p>	<p>政府において、公的保険に関する広報については、厚生労働省を中心に年金ポータルサイトの開設やパンフレットの作成、対話集会の実施等、様々な取り組みを行っています。金融庁においても、金融経済教育における動画やパンフレット等において、公的保険や民間保険についても説明しています。また金融庁ウェブサイト上に、公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定です。</p> <p>金融庁としては、寄せられたご意見を厚生労働省へ伝えさせていただくとともに、引き続き同省と連携して、広報に取り組んでいきたいと考えています。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
12	<p>「公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育」とあるが、私的年金保険をセールスするにあたっては、iDeCo やつみたて NISA など税制上の優遇措置（非課税枠）の存在についての知識の習得や、非課税枠を使っていないお客様に利用を促すための教育も重要ではないか。</p> <p>また、私的年金についても、所得税控除などの知識が必要であり、上記の箇所については、例えば、「公的保険制度や税制上の優遇措置に関する適切な理解を確保するための十分な教育」などに改めてはどうか。</p> <p>なお、今回の措置は、保険募集人のみならず、iDeCo やつみたて NISA などを取扱う証券外務員などにも、同様の措置（金商業監督指針の改正など）を講じるべきではないか。</p>	<p>今般は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、民間保険の募集に関して監督指針の改正を行うものですが、監督指針のさらなる改正に係るご意見については、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、金融庁においては、安定的な資産形成を促す観点から、NISA 制度の整備・普及や、金融リテラシー向上等の施策に取り組んでおり、NISA 制度の説明の際は、iDeCo についても併せて説明を行っています。</p>
13	<p>(1) プリンシプル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この監督指針の追記内容は、目指すべき水準に関する原則や規範で、その対象種目や達成方法等については保険会社が金融庁との対話等も踏まえつつ判断するプリンシプルであることを確認したい。具体的には、過去のパブリックコメント等で、本項は「意向把握・確認義務に関して、全商品・募集形態を通じて満たすべき水準」であると整理されていたが、今回追記される公的保険の情報の取扱いについては、販売する商品の特性等に応じて判断することでよい点を念のため確認したい。</li> </ul>	<p>貴見の通りです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
14	<p>(2) 適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、1年契約の損害保険契約については加入時にライフプランを、また、例えば、自動車保険や火災保険などについては、加入時にライフプランや公的保険制度まで踏まえることは一般的とはいえない。保険の種類は多岐にわたることから、この監督指針が求める公的保険の説明要件は、全ての種目・商品に一律適用されるものではないこと、すなわち加入の検討上そうした説明が必要な種目・商品だけに適用されるとの理解でよい。</li> <li>加入時に顧客が公的保険制度や給付内容を踏まえるべき商品は、「一般の顧客が加入可否を判断するうえで『公的保険による給付内容』が大きな検討要素となるもの」とするのが合理的と考える。その判断にあたっては、補償内容が公的保険による給付内容と直接連動しているかや保険金額を設定するうえで公的保険給付まで勘案することが有益かといった点など（すなわち関連性と必要性）を総合的に踏まえるべきである。この基準に照らすと、例えば、年金商品、介護関連保険、労災保険関連商品、傷害保険・医療保険以外の種目・商品については、販売募集時の顧客への公的保険制度に関する情報提供は必要ないと考えるのが合理的であるが、そのような整理でよい。</li> </ul>	<p>ライフプランや公的保険制度等の説明については、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社や保険募集人等の創意工夫による方法で行われるべきものであり、そうした説明がすべての種目・商品に一律適用されるのではなく、加入の検討上必要な種目・商品だけに適用されるというのをご理解の通りです。</p> <p>具体的な対象種目・商品については、こうした観点を踏まえ、保険会社や保険募集人等の創意工夫によって検討されるべきものと考えますが、当局としてもこうした点について保険会社や保険募集人等と対話をしていく所存です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
15	<p>(3) 公的保険に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客利益の観点からは、顧客が、必要とする公的保険に関する情報にすぐにたどり着けることに加え、制度変更が生じた場合でも最新の内容を適時確認できるように、厚労省または金融庁のHPに各種公的保険の制度や概要のリンクが1か所に集約されているページをつくっていただくのが望ましいと考える。検討いただきたい。</li> </ul>	<p>金融庁は、当庁ウェブサイト上に、公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定です。</p>
16	<p>(4) 対応のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各社の態勢・事情などに応じて順次対応していくことで問題ない点、すなわち適用開始日の時点ですべて対応できていることを求められるものではない点を確認したい。</li> </ul>	<p>貴見の通りです。</p>
17	<p>今般、公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を行うことが求められていますが、少額短期保険の場合、制度上年金保険などは取扱えないことから、公的保険制度を補完するような商品は医療保険など(高額療養費制度関連)ごく一部の商品にのみ該当します(少額短期保険業者の医療保険は、少額短期保険契約全体の1.2%)。</p> <p>今回追記されている「十分な教育」とは、取扱う商品の特性に応じて求められている適切な募集活動の一環であり、全ての少短募集人に対して法令上の義務を課すものではないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>少額短期保険業者が取扱う商品のうち、例えば、死亡保険や医療保険のような商品については、基本的に公的保険制度を補完し得るものであるため、保険募集を行う際に、顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うために、公的保険について創意工夫をもって説明することが重要と考えます。</p> <p>なお、全ての少短募集人に対して法令上の義務を課すものではない点については、ご理解のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
18	<p>「ライフプラン」は、人生の「ライフサイクル」の中で節目の「ライフイベント」（結婚・就職、子供の誕生・入学等の成長過程で必要な準備（学費等）、自らの還暦・退職・老後問題、死亡等）に向けた「計画的な長期的事前準備」を云います。「偶発的なリスク」に対応する損害保険の概念とは違い、長期的・計画的な概念です。だからこそ、ライフプランに関連する保険商品については、基本的には公的保険との連動性が問われるべきであると考えます。</p> <p>少額短期保険契約全体の95%は損害保険商品が占めており、かつ、保険期間が短期（1-2年）となっております。少額短期保険については、意向把握・確認時における公的保険の情報提供は、一律適用するものではなく、あくまで公的保険と関連性のある商品（死亡・医療関係等）について適切に行うという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「ライフプラン」とは、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解するために踏まえるべき事項の一例と考えています。少額短期保険業者が取扱う商品のうち、例えば、死亡保険や医療保険のような商品は基本的に公的保険制度を補完し得ると考えますが、これに限らず、各社が商品性を踏まえ公的保険制度の連動性等を総合的に勘案して、適切に判断すべきものと考えます。公的保険の情報提供について一律に義務を課すものではないというのをご理解のとおりです。</p>
19	<p>今回の改正で、公的保険を踏まえた保険募集を行うことについて、監督上の着眼点として追加された背景・趣旨をご教示ください。</p>	<p>政府において、公的保険に関する広報については、厚生労働省を中心に年金ポータルサイトの開設やパンフレットの作成、対話集会の実施等、様々な取り組みを行っています。金融庁においても、金融経済教育における動画やパンフレット等において、公的保険や民間保険についても説明しています。また金融庁ウェブサイト上に、公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定です。</p> <p>他方で、保険会社や保険募集人等が保険募集を行う際には、顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うことが重要です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>今般の監督指針改正案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクや、それに応じた保障の必要性を理解したうえで、その意向に沿って保険契約の締結がなされるかという点などの監督上の着眼点として監督指針上明確化したものです。</p>
20	<p>今回の改正の主旨は充分理解できるものである。その上で意向把握・確認の方法については、「取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法で行っているか」とあるので、基本プリンシプルベースにて各社に委ねられるという見解と史料する。</p> <p>また、その実効性を担保する方法としては意向把握義務の項目に入れることや意向確認書に新たに公的年金制度の説明を受けたことを確認するチェック欄を入れることにより、保険募集人が本来の使命である「国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資する」ことを再認識し、保険業界の品質向上に繋がるという考え方でよいか。</p>	<p>上段については、ご理解の通りです。</p> <p>実効性を担保するには各種手段が考えられるところ、保険会社や保険募集人等が、自らの取り扱う商品や募集形態を踏まえ、創意工夫をもって判断すべきものと考えられ、当局としてもこうした点を含めて顧客本位の保険募集を図る観点から保険会社等と対話をしていく所存です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
21	<p>(総論)</p> <p>各保険会社によって商品種類や募集チャネル等は様々であり、また、複数の公的保険制度がある中、対応にあたっては一定の準備期間を要する。よって、適用開始日から一律の対応が求められるものではなく、保険種類や募集チャネル等を踏まえて順次対応していくことが求められるもの、という理解でよいか。</p> <p>今般の監督指針改正では、公的保険制度を補完する保険商品を販売する保険会社として、創意工夫のもと、顧客本位の業務運営を更に進める趣旨で、公的年金をはじめとする公的保険制度に係る募集人教育や顧客向けの情報提供に関する着眼点を明確化するもの、という理解でよいか。</p> <p>今般の監督指針改正により対応が求められる公的保険制度については、募集を行う保険商品の種類に応じて、特に関係の強い公的保険制度に関する情報提供が求められているものであり、情報の内容や量については、各保険会社が、提供する商品種類・内容等、自社の事業の特性や募集チャネルを踏まえて、創意工夫を發揮しながら判断して対応すればよい、との理解でよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
22	<p>「公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育」と記載されているが、対象となる公的保険制度の種類や教育の内容については、各保険会社が、提供する商品種類・内容等、自社の事業の特性や募集チャネルを踏まえて、創意工夫を發揮しながら判断して対応すればよい、との理解でよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
23	<p>公的保険制度を補完する保険商品を販売するにあたり、顧客本位の業務運営の観点から公的保険制度に関する情報提供に努めていくが、顧客の要望や商品種類は様々である中、情報提供や意向の把握・確認に関する一律の義務化は馴染まないものと考えている。</p> <p>したがって、「公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど」と記載されているが、公的保険制度についての情報提供は1つの例示であり、提供する情報の内容については、各保険会社が、提供する商品種類・内容等、自社の事業の特性や募集チャネルを踏まえて、創意工夫を發揮しながら判断して対応すればよい、との理解でよいか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
24	<p>こういうものを整備するのもいいですが、根本的に日本の保険商品は、諸外国と比べても利回りが低すぎます。デフレを一向に改善できない日本経済自体の立て直しが先決ではありますが、せめて日本の保険商品に対する貴庁の抑えつけを、やめてほしいものです。</p>	<p>保険商品の予定利率については、保険会社が運用実績や将来の利回り予想等を基に設定しているものと承知していますが、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
25	<p>今回の監督指針の改正に関しては、「顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化するもの」とのことだが、意向把握義務に関して追加された「公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど」については、</p>	<p>今回の改正は、監督指針として盛り込むものであり、公的保険制度の顧客への情報提供については、一律に義務を課すものではありません。</p> <p>公的保険を補完する民間保険を販売している保険会社や保険募集人等においては、保険募集を行う際に顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うために、取り扱う商品や募集形態に応じて適切に判断し創意工夫をもって、公的保険について説明すること</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>着眼点の1つとして例示されたものという理解で良いか。</p> <p>言い換えると、『状況を問わずに保険募集時に必ず実施すべきもの』としてまで捉える必要はなく、『必要に応じて情報提供をできる体制を整えることが求められるもの』という理解で良いか。</p>	<p>が重要と考えます。</p>
26	<p>保険募集人が公的保険制度に関する情報提供を行うとしても、制度に関するごく一般的な情報提供と、個別具体的な詳細については制度の提供主体に確認するように促すことが精一杯と思われるが、そのような理解で良いか。</p>	<p>公的保険を補完する民間保険を販売している保険会社や保険募集人等においては、保険募集を行う際に顧客の意向を把握し、意向に沿った保険契約の提案を行うために、取り扱う商品や募集形態に応じて適切に判断し創意工夫をもって、公的保険について説明することが重要と考えます。</p> <p>こうした監督指針の改正趣旨を踏まえ、顧客本位の業務運営の観点から、保険会社や保険募集人等の創意工夫による方法で適切に公的保険制度に関する説明が行われるべきと考えます。</p>
27	<p>「厚生労働省において、個々人の年金の「見える化」のための取組みとして、公的年金の受取見込み額を簡易に試算できる Web ページ」については、一般的に、つみたて NISA や NISA を活用する投資信託を募集する際の方が情報提供の必要性が高いように思われるが、今回は同様の監督指針の改正は行わないのか。</p>	<p>今般は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、民間保険の募集に関して監督指針の改正を行うものですが、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
28	<p>「公的保険」とはどこまでの範囲を指すのか。国の提供する制度以外にも、地方自治体や財団法人等が提供する制度もあり、かなり広範なものとなる。</p> <p>したがって、国の提供する制度を念頭に置いて対応を進めることが、とりわけ小規模の保険代理店にとって現実的と思われるが、そのような理解でよいか。</p> <p>また、本来は、まずは厚労省や内閣府が、そのような広範な制度に関して、ポータルサイト等を通じて統一的な情報提供を行うべきと考えるが如何か。</p>	<p>今般の監督指針案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによつて、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化したものです。こうした趣旨に鑑み、公的保険とは、必ずしも国の提供する制度に限られないと考えられますが、具体的には、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社や保険募集人等の創意工夫による方法で適切に説明が行われるべきと考えます。</p> <p>また金融庁ウェブサイト上に、公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定です。</p>
29	<p>改正案においては「公的保険」「公的保険制度」「公的保険制度等」といった用語が使われている。この用語の使い分けが改正内容を実務に落とし込む際に留意すべき事項となるのか教えていただきたい。</p> <p>また、それぞれの用語が意味するところのものが全く同一なのか、もしくは一部異なる場合があるのかについて教えていただきたい。もし、一部異なることが想定されている場合には具体的に差異を示していただきたい。</p> <p>(2017年6月9日開催の生命保険協会との意見交換会で、好事例として「子供に対する医療保険が高い比率で付帯されている中、自</p>	<p>「公的保険」は公的主体が運営する保険を意味し、「公的保険制度」は、公的保険の具体的な制度を意味しております。「公的保険制度等」については、改正案で記載している「ライフプランや公的保険制度」が例示である旨を明示するために「等」を記載しております。</p> <p>以上を踏まえたうえで、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社や保険募集人等の創意工夫による方法で対応いただくべきと考えます。</p> <p>また、今般の監督指針案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>治体で整備している子供の「医療費助成制度」により、医療費が軽減されることを募集資料で情報提供を始めた会社が認められたことが紹介されており、今回の改正案がこうした地方自治体の制度まで包含することを求めているのか確認させていただきたい</p>	<p>鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化したものです。こうした趣旨に鑑み、公的保険とは、必ずしも国の提供する制度に限られないと考えられます</p>
30	<p>この度の改正案は、自助（民間保険）と共助（公的保険）を適切に組み合わせてリスクマネジメントを行う上でも、金融サービス事業者が顧客本位のサービスを行う上でも極めて重要なものと認識しています。その上で、今回の改正案では特に公的年金の受取試算額に言及されていますが、これは老齢年金のみならず、遺族年金や障害年金も当然含まれるという認識で合っていますでしょうか？</p>	<p>今般の監督指針案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化したものです。こうした趣旨を踏まえ、遺族年金や障害年金も公的年金に含まれると考えます。</p>
31	<p>この度の改正案の趣旨を鑑みると、意向把握や確認の際は、一般的な公的保険制度の説明にとどまらず、当該顧客の公的保険の受取額をふまえた情報提供が必要と考えます。そのために、例えば顧客のねんきん定期便等を確認し、老齢年金や遺族年金等の受取額を試算することが必要と考えますが、その認識で合っていますでしょうか？</p>	<p>今般の監督指針案は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、顧客に対して、公的保険制度等に関する適切な情報提供を行うことによって、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を理解したうえでその意向に沿って保険契約の締結がなされることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化したものです。こうした趣旨に鑑み、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社や保険募集人等の創意工夫による方法で情報提供されるべきと考えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
32	<p>この度の改正案をふまえ、より実効性の高い意向把握・確認をするためには、意向確認書に、例えば「ねんきん定期便等から公的保険の受取試算額をふまえた説明を受けた」といったチェック項目を追加するといったことが考えられますが、金融庁の見解をご教示下さい。</p>	<p>実効性を担保するには各種手段が考えられるところ、保険会社や保険募集人等が、自らの取り扱う商品や募集形態を踏まえ、創意工夫をもって判断すべきものと考えられ、当局としてもこうした点を含めて顧客本位の保険募集を図る観点から保険会社等と対話をしていく所存です。</p>
33	<p>乗合保険代理店の経営者です。</p> <p>今回の改正案は民間保険会社が公的保障制度の補完を担うと言う主旨に則れば、大変意義のあることだと思いました。</p> <p>改正後は、恐らくはプリンシプルベースで個社ごとに創意工夫をすることになるかと思えます。例えば代理店ごとで FD 宣言に盛り込むことや、意向把握義務の一環として項目を追加することなどが考えられますが、死亡保証であれば遺族年金の補完であり、積立型の保険であれば老齢年金の補完であり、障害年金で有れば医療保険が補完する商品であることから、保険会社の意向確認書にて新たにチェックボックスを作成いただくことで保険代理店としてはある程度の浸透がはかれるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。</p>	<p>実効性を担保するには各種手段が考えられるところ、保険会社や保険募集人等が、自らの取り扱う商品や募集形態を踏まえ、創意工夫をもって判断すべきものと考えられ、当局としてもこうした点を含めて顧客本位の保険募集を図る観点から保険会社等と対話をしていく所存です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
34	<p>真に顧客本意の提案を行う場合、顧客の描く夢やライフプランの実現を支援するための手段は民間保険に限られないものであるから、公的保険制度等を踏まえて保険契約の締結がなされていることが図られているかという点などを監督上の着眼点として明確化するための今般の改正には大きな意義がある。一方で、夢やライフプランの実現を支援するための手段は民間保険や公的保険だけに限られるものではなく、確定拠出年金や NISA などの金融商品においても実現の支援が可能であるし、住宅や相続等の知識も重要となる。したがって、保険会社や保険募集人等は、可能な限り、民間保険や公的保険だけにとらわれず、それ以外の知見も最大に活用しながら情報提供を行い、その上で保険契約の締結がなされるべきだと考えられる。今般、保険会社向けの総合的な監督指針 II-4-2-2(3)1 の改正案において追加された「自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ」の「等」や、「公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど」の「など」には、そのような幅広い意味が含まれていると理解するが、今般の改正案は、どのような範囲までの情報提供を理想として策定しているのかご教示いただきたい。</p>	<p>今般は、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、民間保険の募集に関して監督指針の改正を行うものです。他方で、保険会社や保険募集人等が、監督指針の趣旨を超えて、自らの創意工夫によって公的保険や民間保険以外についても顧客への情報提供を試みようとするのであれば、それは顧客本位の業務運営に資する取り組みになり得ると考えます。</p>